

別表

日常生活用具費用徴収基準額表

世帯階層区分		徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護世帯	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	
C1	所得税非課税世帯	市町村民税均等割のみ課税	
C2		市町村民税所得割課税	
D1	所得税課税世帯	前年分	
2		所得税 4,800円以下	3,450
3		4,801～ 9,600円	3,800
4		9,601～ 16,800円	4,250
5		16,801～ 24,000円	4,700
6		24,001～ 32,400円	5,500
7		32,401～ 42,000円	6,250
8		42,001～ 92,400円	8,100
9		92,401～ 120,000円	9,350
10		120,001～ 156,000円	11,550
11		156,001～ 198,000円	13,750
12		198,001～ 287,500円	17,850
13		287,501～ 397,000円	22,000
14		397,001～ 929,400円	26,150
15		929,401～ 1,500,000円	40,350
16		1,500,001～ 1,650,000円	42,500
17		1,650,001～ 2,260,000円	51,450
18		2,260,001～ 3,000,000円	61,250
19		3,000,001～ 3,960,000円	71,900
		全額	

注1 当該身体障害者が、世帯主又は世帯の最多収入者の場合は上記の額の1/2。

注2 同一月内に同一世帯の2人以上の身体障害者が同一制度の給付を受ける場合は2人目以降の者の負担額は(1)の額の1/10となる。

注3 同一月内に同一の身体障害者が、同一制度の給付を2つ以上受ける場合、負担額は基準額を超えない。